

犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める件

我が国では、年々犯罪件数が増加し、その内容も凶悪化、低年齢化の一途をたどっています。こうした中で、犯罪被害者とその家族は、大きな痛手を受けながら、社会から偏見と好奇にさらされ、正当な援助を受けることもなく、精神的、経済的苦痛を強いられてきました。

平成12年に「犯罪被害者保護関連二法」が制定され、犯罪被害者にも意見陳述の機会や記録の閲覧などが認められるようになりましたが、依然として刑事手続きから排除され、証人への尋問、証拠の提出、被告人への質問や反論など重要な権利が全く認められていません。

また、我が国の制度では、被害者が加害者に損害賠償を請求するためには、刑事裁判とは別に民事裁判を提起しなければならず、犯罪による直接的な被害の上に、さらに多大な負担を強いられています。

以上のことは、法制度上被疑者・被告人に認められている人権保障と比べると著しく公平を失するものであり、早急に是正されなければなりません。

よって、国会及び政府におかれては、犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立のため、早急に法整備並びに制度の確立を図られることを強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成16年10月5日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
国家公安委員会委員長
検事総長
警察庁長官

様

仙台市議会議長 鈴木繁雄